

(軽) 検査証記入チェックリスト

☐ 原因証書

- ・所有者の変更(売買・贈与) ※譲渡証明書は不要。
ローン完済時の名義変更の場合は旧所有者の捺印のある申請依頼書。
- ・所有者の変更(相続) 所有者の死亡が分かる戸籍と新所有者が相続人の一人であることが分かる戸籍または、法定相続情報一覧図 ※遺産分割協議書は不要。
- ・使用者を別人にする場合 新使用者の住民票、登録事項証明書、印鑑証明書などの住所証明(コピー可)
- ・使用者(個人)の住所変更 新使用者の住民票、登録事項証明書、印鑑証明書などの住所証明(コピー可) ※住所つながりを証明する書類不要。
- ・使用者(個人)の氏名の変更 戸籍または住民票(コピー可)
- ・使用者(法人)の本店移転 履歴事項証明書や印鑑証明書(発行後3ヶ月以内、コピー可) ※住所つながりを証明する書類不要。
使用者を登記されていない営業所にする場合 公的機関が発行する事業証明書、営業証明書、課税証明書、電気、都市ガス、水道、固定電話料金領収書のいずれか(発行後3ヶ月以内、コピー可)
- ・使用者(法人)の商号変更 履歴事項証明書、閉鎖事項証明書(必要に応じて)
- ・住居表示の実施 住居表示の証明書の写しまたは通常の住所の証明書類

☐ 車検証

- ☐ 申請依頼書(1号様式)
- ☐ 申請書(軽OCRシート1号様式)
- ☐ 軽自動車税申告書
- ☐ 古いナンバープレート(返却が必要な場合)
- ☐ 希望番号予約済証(希望番号を付ける場合)

☐ 車庫の届出(必要に応じて)

※行政書士用(必要に応じて)

- ☐ 車両番号標後返納確認書2通(ナンバー後返しの場合)

費用

- ☐ 申請手数料: 無料
- ☐ ナンバープレート代
- ☐ 税止め費用1,000円(必要に応じて)